

第 4 章

公営住宅の供給目標量の設定

1 公営住宅の供給目標量の設定の考え方

県内の公営住宅の供給目標量は、全国計画の設定の考え方に基づき算定します。

(1) 供給戸数の考え方

供給戸数は、新規の建設及び買取りの戸数、建替えによる建替え後の戸数、民間賃貸住宅等の借上げの戸数並びに既存公営住宅の空家募集の戸数を合計した戸数とします。

なお、既存公営住宅の空家募集の戸数は、既存ストックを最大限有効活用する観点から、収入超過者・高額所得者対策として割増家賃の徴収や明渡請求などの実施、世帯人数等に応じた住戸への住替えの促進、子育て世帯向けなどの期限付き入居制度の導入・拡大等、公営住宅の管理の適正化に配慮の上で設定します。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 37 号）に伴う公営住宅法の改正については、次のとおり対応することとします。

◆同居親族要件の廃止について

同居親族要件は廃止せず、原則維持することとします。

◆入居収入基準等の設定について

入居収入基準及び高齢者等特に居住の安定を図る必要がある裁量階層の対象範囲は、改正前の基準を原則維持することとします。

(2) 公的な支援により居住の安定の確保を図るべき世帯数の考え方

本県における多様な住宅困窮者の居住状況、民間賃貸住宅の需要と供給状況、家賃等の市場の状況等の住宅事情を分析し、これらを踏まえて、市場において自力では適正な水準の住宅を適正な負担で確保することが困難と見込まれ、公的な支援により居住の安定の確保を図るべき世帯の数を設定します。

(3) 供給する住宅の質の確保

公営住宅の新規の建設、買取り、建替え、既存ストックの改良及び民間住宅等の借上げに当たっては、耐震性の確保はもとより、省エネ性能、バリアフリー対応、安定した居住を可能とする耐久性等の確保に努めるとともに、全国計画で定める一



定の水準を満たす規模及び設備を備えた公営住宅の供給に努めます。

特に、老朽化した公営住宅のストックについては、長寿命化計画に基づき、ストックの状況に応じて計画的に、維持管理、改善、建替え、用途廃止等の措置を講じます。

また、公営住宅の整備に当たっては、地域の実情を踏まえつつ、PPP/PFI も含め民間事業者の様々なノウハウや技術の活用を検討します。

2 公営住宅の供給目標量

住生活基本法第17条第2項第5号に基づき、本県の区域内における公営住宅の供給目標量を以下のとおり定めます。

計画期間	平成28年度～平成37年度の10年間
公営住宅の供給目標量	1万5千戸

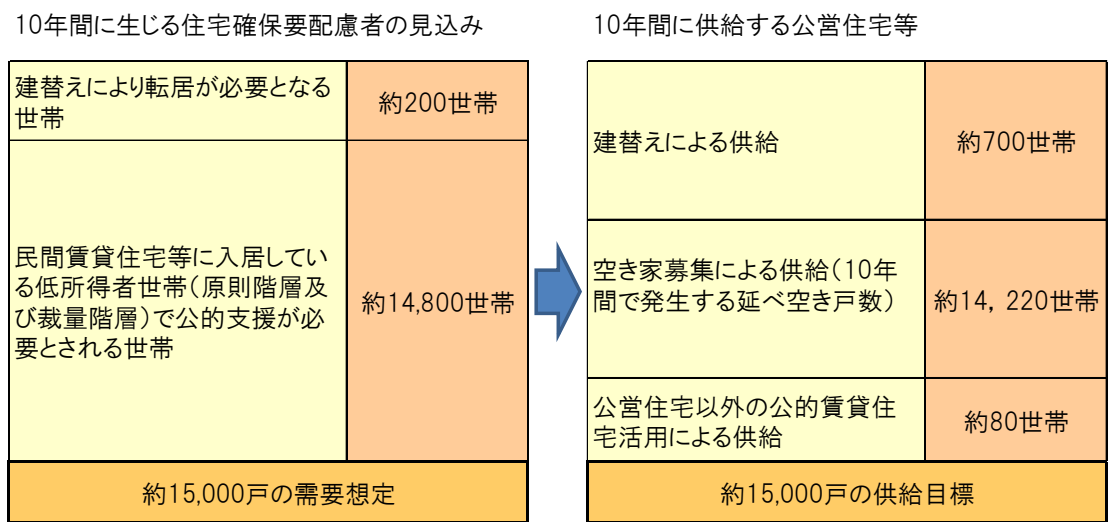
参考1 公営住宅の供給目標量

新規の建設及び買取りの戸数、建替えによる建替え後の戸数、民間賃貸住宅等の借上げ戸数並びに既存公営住宅の空き家募集の戸数を合計した戸数

参考2 公営住宅の供給目標量の算定

住生活基本計画(全国計画)の別紙5「公営住宅の供給の目標量の設定の考え方」に基づく算定方法により算出

◆計画期間中における公営住宅の供給の目標量の考え方



はじめに

第1章 住生活の安定向上に関する施策を取り巻く課題

第2章 計画の基本理念と住生活の安定向上に関する施策の目標

第3章 目標達成のための基本的施策の展開

第4章 公営住宅の供給目標量の設定

第5章 計画の推進に向けた役割分担と推進体制

参考資料